

# 静岡県学校教育情報化推進計画

令和8年度～令和10年度

令和8年3月

静岡県教育委員会

## はじめに

生成AIをはじめとするデジタル技術の加速度的な進展は、私たちの生活や社会の在り方を劇的に変容させています。少子高齢化やグローバル情勢の混迷など、先行きに対する不確実性が高まる中、これからの時代を担う児童生徒には、溢れる情報の中から真実を的確に見極め、多様な他者との対話を通じて新たな価値を創造していく力が、これまで以上に切実に求められています。

本県ではこれまで「ふじのくに学校教育情報化推進計画」に基づき、1人1台端末や通信環境の整備を強力に推進してきました。静岡県教育委員会は、この整えられた「デジタル学習基盤」を最大限に活用し、すべての児童生徒が多様で豊かな可能性を広げることができるよう、学びの質を「変革（DX）」させる段階へと歩みを進めます。

一方で、世界的にみると、いち早く教育の情報化を進めてきた国の中には、デジタル機器の過度な使用による学力低下を懸念し、デジタル教科書から紙の教科書への転換を図っている例があるのも事実であり、教育の情報化は非常に難しい舵取りを迫られています。こうした状況を注視しつつ、静岡県では、デジタルとアナログを二項対立的に考えるのではなく、デジタルとアナログの両方のメリットを生かし、実体験や対話といった「リアルな学び」をデジタルの力でいかに豊かにできるかを追求し、「主体的・対話的で深い学び」を展開してまいります。

静岡県教育委員会が目指すのは、児童生徒と教職員双方の「ウェルビーイング」の向上です。児童生徒が自律的に学ぶ喜びを享受できる環境を整えるとともに、校務の効率化によって授業やその準備に集中できる時間等を確保し、質の高い教育の実現を目指します。

静岡県の児童生徒が、デジタルを賢く使いこなし、心豊かに未来へ羽ばたいていけるよう、さらなる学校教育の情報化を力強く推進してまいります。

なお、今回の改訂に合わせ、計画の名称を「ふじのくに学校教育情報化推進計画」から「静岡県学校教育情報化推進計画」に改めます。

令和8年3月  
静岡県教育委員会

## 目 次

1	計画の策定にあたって	
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の位置付け	1
(3)	計画の期間	1
(4)	計画の対象	1
2	国の考え方と方向性	
(1)	現行の学習指導要領における情報活用能力育成の位置付け	2
(2)	情報活用能力の抜本的向上に向けた国の方向性	3
(3)	デジタル学習基盤を前提とした学びの在り方	3
(4)	生成A Iの利活用における国の基本的な考え方	3
(5)	教育D Xロードマップにおける将来像	4
3	本県の学校教育の情報化の現状と課題	
(1)	児童生徒の資質・能力	6
(2)	教員のI C T活用指導力	8
(3)	I C Tの環境整備	9
(4)	学校における働き方改革と組織・体制	11
4	基本方針	
(1)	基本理念	12
(2)	基本方針	12
(3)	学校教育の情報化に関する目標及び指標	15
5	基本方針に基づく取組	
(1)	I C Tを活用した児童生徒の資質・能力の育成	17
(2)	教員のI C T活用指導力の向上と人材の確保	19
(3)	I C Tを活用するための環境の整備	20
(4)	教職員と児童生徒のウェルビーイングを実現するI C Tの活用と推進	22
6	計画の推進	24

# 1 計画の策定にあたって

## (1) 計画策定の趣旨

静岡県学校教育情報化推進計画（以下「本計画」という。）は、本県の学校教育の情報化の推進に関して、「教育DXロードマップ」をはじめとした国の将来ビジョンを念頭におきながら、取り組むべき事項を整理し、今後の県の施策の方向性及び学校教育の情報化の推進に係る具体的施策を示すものです。

## (2) 計画の位置付け

次代の社会を担う児童生徒の育成に向けて、全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境を整備するため、国や地方公共団体等による学校教育の情報化の推進に関する事項を定めた「学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号。以下「法」という。）」が令和元年6月に公布・施行されました。

本計画は、法第9条第1項に基づき、本県における学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的・計画的に実施するため策定するものあり、同時に、法第9条第2項において努力義務とされている市町の学校教育情報化推進計画の策定に当たっての参考となるものです。

## (3) 計画の期間

本計画の期間は、静岡県教育振興基本計画の期間と合わせ、令和8年度から令和10年度までの3年間とします。

## (4) 計画の対象

本計画では、県が県立学校の学校設置者の責務として実施する学校教育の情報化の推進に関する方針・施策等に加え、市町立学校等を含めた施策や関係機関等との連携体制に関しても盛り込んでいます。

## 2 国の考え方と方向性

### (1) 現行の学習指導要領における情報活用能力育成の位置付け

現行の学習指導要領における情報活用能力の取扱いは、以下のように定められています。

#### ア 小学校

##### (ア) 総則での取扱い

第1章 第2 2 (1)において、情報活用能力（情報モラルを含む）を学習の基盤となる資質・能力として位置付けている。

また、情報活用能力の育成を図るため、各教科等の特質に応じ、次の学習活動を計画的に実施することとしている。

- ・児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動
- ・児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動

##### (イ) 各教科等での取扱い

各教科等の内容の取扱いでコンピュータ等の適切な活用について言及している。特に総合的な学習の時間においては、探究的な学習の過程におけるコンピュータの適切な活用や、文字入力などの基本的な操作の習得等について配慮を求めている。

#### イ 中学校

総則における情報活用能力の育成の他、中学校技術・家庭科 技術分野の内容の1つである「情報の技術」において、指導項目を定めている。

#### ウ 高等学校

総則における情報活用能力の育成の他、共通教科「情報」（情報Ⅰ、Ⅱ）で指導内容を定めている。このうち情報Ⅰは必修科目（2単位）となっている。

学習指導要領解説では、情報活用能力が次のように定義されています。

情報活用能力は、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である。

具体的には、次のような能力であるとされています。

情報活用能力をより具体的に捉えれば、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものである。

## (2) 情報活用能力の抜本的向上に向けた国の方向性

現在の教育課程でも情報活用能力の育成が目指されているものの、情報活用能力の育成に係る指導内容が不十分であり、かつ小中高を通じた育成体系が不明確であり、指導に必要となる条件整備も十分とは言えないといった課題が顕在化しています。

学習指導要領の改訂に関する審議会では、論点整理（令和7年9月25日）の中で情報活用能力の抜本的向上について示されました。その中では、小中高を通じた体系的・抜本的な教育内容の充実、改訂を支える十分な整備、さらなる変化への対応（改訂後の教育課程の改善等）が、具体的な方向性と論点として示されています。

また、探究的な学習の質の向上のために情報活用能力が重要だが、探究的な学習と情報活用能力が十分に連携されていないことも問題点として指摘されており、探究的な学びの基盤となる情報活用能力の整理をしていくことが目指されています。

## (3) デジタル学習基盤を前提とした学びの在り方

現行の学習指導要領では、5人に1台程度のICT端末の整備状況を前提に、情報手段の活用や、コンピュータや情報通信ネットワークの積極的な活用が記載されています。その後のGIGAスクール構想によって、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワーク等の一体的な整備が進みました。さらに、令和6年11月には、文部科学省はデジタル学習基盤を定義（＝1人1台端末やクラウド環境等の情報機器・ネットワーク・ソフトウェアなどの要素で構成される一連の学習基盤）し、その役割を示しました。

しかし、実際には、デジタル学習基盤を前提とした教育活動が実践されていなかったり、ICTの活用が教具的な発想に留まったり、探究的な学びにおけるICT活用が諸外国と比較して低位であったりする問題点が指摘されています。そのため、論点整理（令和7年9月25日）では、デジタル学習基盤を前提にした学習指導要領の改訂が方向性として示されています。

## (4) 生成AIの利活用における国の基本的な考え方

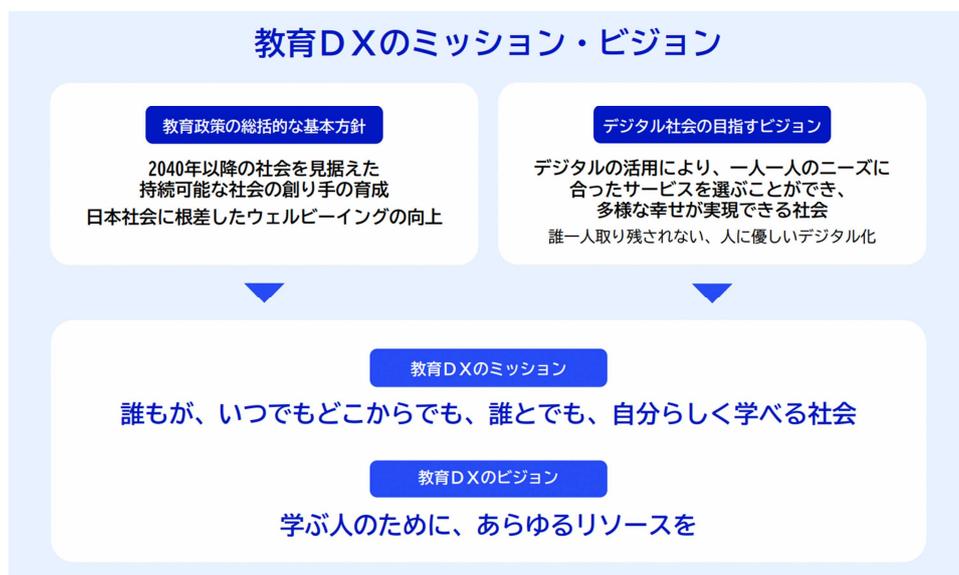
文部科学省が策定した「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン（令和6年12月改定）」における国の基本的な考え方は以下のとおりです。

- ・生成AIを有用な道具になり得るものと捉え、出力を参考の一つとして、リスクや懸念を踏まえた上で、最後は人間が判断し、責任を持つことが重要
- ・学習指導要領に定める資質・能力の育成に寄与するか、教育活動の目的を達成する観点から効果的であるかを吟味した上で利活用
- ・学びの専門職としての教師の役割が一層重要
- ・生成AIの仕組みの理解、学びに生かしていく視点、近い将来生成AIを使いこなすための力を、各教科等の中において意識的に育てていく姿勢は重要
- ・生成AIが社会生活に組み込まれていくことを念頭に、情報モラルを含む情報活用能力の育成を一層充実させていくことが必要

## (5) 教育DXロードマップにおける将来像

文部科学省は「教育データ利活用ロードマップ（令和4年1月）」を令和7年6月に改訂し、関係省庁とともに「教育DXロードマップ」を策定しました。これは「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも自分らしく学べる社会」という教育ミッションの実現を目指し、関係省庁が連携して施策を推進するための青写真と工程表を整理したものです。この中では、単に学校のICT化を進めるだけでなく、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じて、社会全体の変革を支える人材育成を目指す将来像が描かれています。

教育DXロードマップに示されているミッション・ビジョンは以下のとおりです。



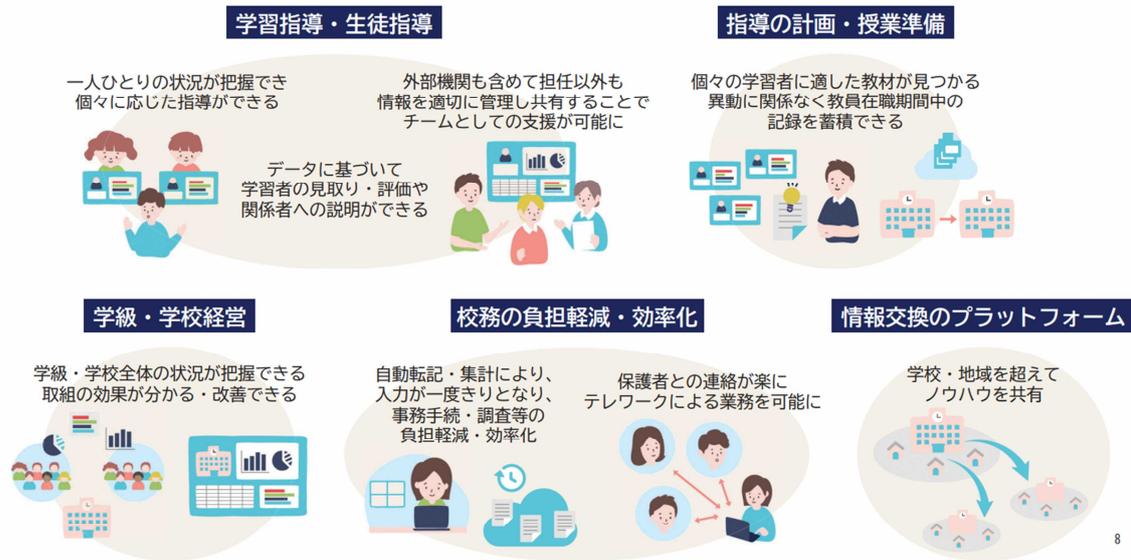
教育DXロードマップ（令和7年6月13日）より

これらのミッションを実現した際には、学習者だけでなく、保護者や教職員等のそれぞれの立場にとって恩恵のある将来イメージが次のように示されています。

### 教育DXによって実現する将来イメージ（学習者・保護者の立場から）



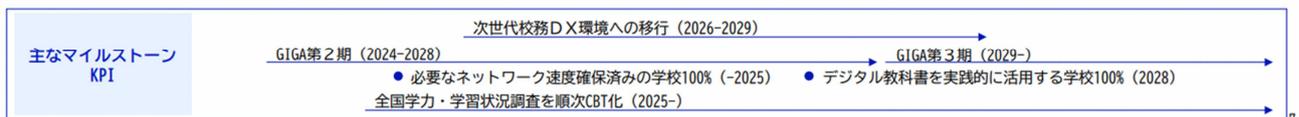
## 教育DXによって実現する将来イメージ（教職員の立場から）



また関係施策の目標については以下のように示されています。

### 関係施策の目標

	As Is	2028～2029 (R10～11) 校務DX・デジタルを前提にした多様な学びの進展	To be DXによる自分らしい学びの実現
デジタル化による校務・事務負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>校務支援システムを自前サーバーに構築し、職員室に固定された端末からのアクセスを前提とした校務</li> <li>紙ベースの業務が主流</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代校務DX環境の全国的な整備</li> <li>アカウント管理に必要な情報はシステム間でワンストップで連携可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>あらゆる業務のデジタル完結・情報のワンストップが徹底</li> <li>→教師が子供に向き合える環境を整備</li> </ul>
多様な学びのための学習環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>1人1台端末は整備済だが、校内外のネットワークが不十分</li> <li>端末の利活用状況の格差</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>GIGA第2期端末が県域で調達され、日々効果的に活用</li> <li>必要なネットワーク環境が整備済</li> <li>自治体が多様なツールを調達できるよう支援し、発達の段階に応じて、生成AI等も含む自分にあったツールで学ぶことができる環境整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>端末やネットワークといった学習環境が整備</li> <li>多様なツールを組み合わせた自分らしい学びが全国に普及</li> <li>→多様なツールで学べる環境を実現</li> </ul>
データによる学習者の自己理解・教師の見取りの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準規格・標準化の実証は進むが、内容情報の実質化や社会実装に課題</li> <li>データ利活用の先行事例は蓄積されているが、取組状況には自治体間格差</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準規格の普及やデータ標準の実装が進み、システム間のデータ連携が可能</li> <li>名寄せ等の作業を人力で行うこと（目検等）を最小化しつつ、ダッシュボード等でデータの可視化が実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様なデータを利活用し、学習者が自分の状況を理解したり、教職員が学習者の状況を深く・多面的に理解できる</li> <li>→データで学習者の学びを支援</li> </ul>
生涯を通じて学びのデータを活かせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ連携の取組や検討が主に自治体内の連携に限定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>転進学時のデータの学校間の引継ぎのデジタル完結が先行自治体より段階的に開始</li> <li>高等教育分野における共通基盤の活用促進等、各教育段階で本人起点でのデータ活用の社会実装が段階的に開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の意思で学びの履歴を持ち運べ、学びの成果をどこでも活用し、自己実現することや必要な支援を受けることにつなげられる</li> <li>→生涯にわたって多様なリソースを学ぶ人のために</li> </ul>



教育DXロードマップ（令和7年6月13日）より

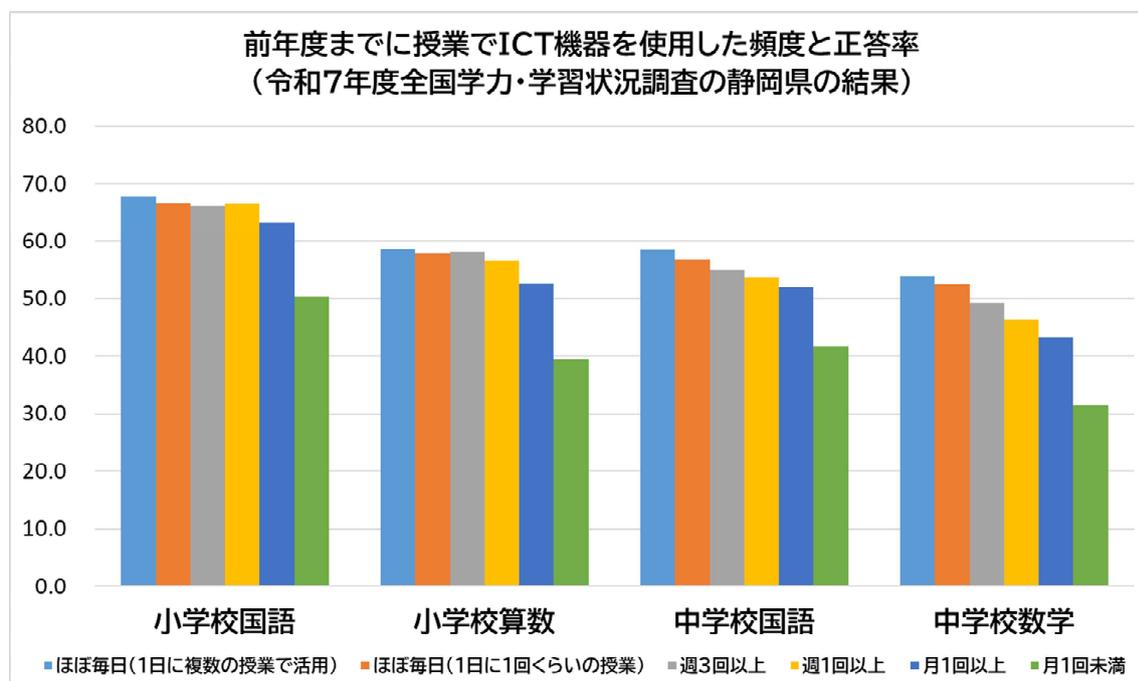
### 3 本県の学校教育の情報化の現状と課題

#### (1) 児童生徒の資質・能力

生成A Iの加速度的発展によりSociety5.0のリアリティが増す中で、情報と情報技術を適切かつ効果的、創造的に活用できる能力を有し、新たな価値を創造する社会の実現に貢献できる人材の育成が不可欠です。

静岡県では、これまでICT環境の整備を進めたことにより、多くの授業でICT機器を活用した授業が行われるようになりました（授業でICT機器を活用した教員が80%以上の学校：H31 70.6%→R6 93.5%）。

また、令和7年度全国学力・学習状況調査の結果では、静岡県においては授業におけるICT機器の使用頻度が高い児童生徒は、使用頻度が低い児童生徒に比べて国語や算数（数学）の正答率が高い傾向があります。



授業へのICT活用は、資質・能力の向上に繋がる可能性を秘めているものの、漫然とICT機器を使用するだけでは、従来の学習方法の延長にすぎず、期待される情報活用能力の向上に繋がりません。

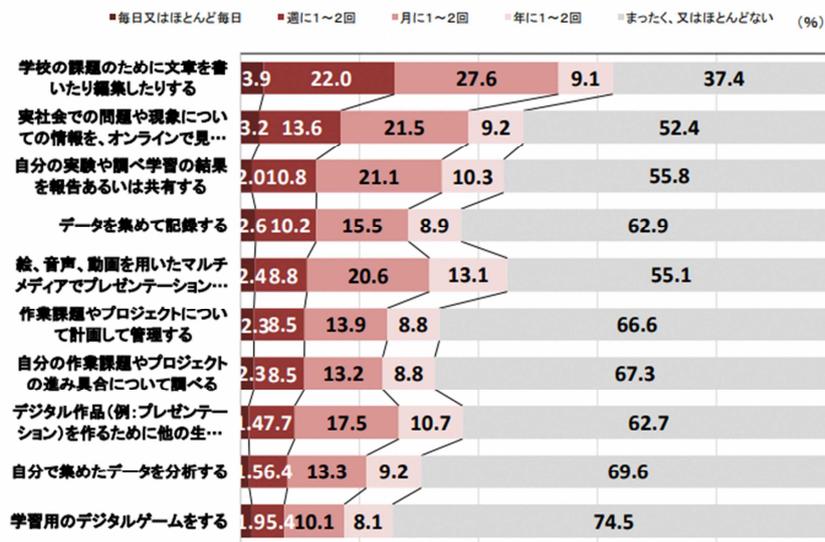
実際、多くの学校でICTが活用されている一方で、「1人1台端末を週3回以上使用している」と回答した小中学校における、使用場面の割合を見てみると、「調べる」場面に比べ、「自分の考えをまとめ、発表・表現する」場面での活用率が低く、情報を整理してまとめるような場面でのICTの活用は限定的であると考えられます。（令和7年度全国学力・学習状況調査）。

文部科学省の論点整理では、探究的な学習と情報活用能力が十分に連携されていないことが課題として挙げられていますが、特に、日本の高校生は探究的な学習の際にICTを活用していないことがPISA2022（OECD学習到達度調査）で明らかになっており、本県においても同様の傾向があると考えられます。

○高校生自身が情報を集める、集めた情報を記録する、分析する、報告するといった場面でデジタル・リソースを使う頻度は他国に比べて低く、「ICTを用いた探究型の教育の頻度」指標はOECD平均を下回っている。

ICT活用調査 問5 ICTを用いた探究型の教育の頻度（日本）

「今年度、あなたは次の活動をするためにデジタル・リソースをどのくらい使いましたか。」



ICT活用調査「ICTを用いた探究型の教育の頻度」指標

左の10項目の回答割合から指標値を算出。

OECD平均	0.01
29位 日本	-0.82

※ ICT活用調査に参加したOECD加盟国29か国の平均値が0.0、標準偏差が1.0となるよう標準化されており、その値が大きいほど、ICTを用いた探究型の教育の頻度が高いことを意味している。

OECD 生徒の学習到達度調査 PISA2022 のポイント（国立教育政策研究所）

また、情報活用能力の向上に有効な手段となり得る生成AIの活用事例がまだ少ないことも課題といえます。初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン（文部科学省）では、「情報活用能力の育成に当たっては、生成AIが社会の中で果たす役割や影響、生成AIに関する法・制度やマナー等について科学的な理解に裏打ちされた形で理解すること、問題の発見・解決等に向けて生成AIを適切かつ効果的に利活用し、情報社会に主体的に参画する態度を身に付けていくことが期待される。（中略）生成AIが更に社会生活に組み込まれていくことを念頭に置き、発達の段階や各学校段階、児童生徒を取り巻く環境や地域の実情等を踏まえつつ、情報モラルを含む情報活用能力の育成を一層充実させていく必要がある。」とされています。

## (2) 教員のICT活用指導力

静岡県の教員のICT活用指導力は向上しており、全国平均と比べても遜色ないレベルとなっています。

<R6 学校における教育の情報化の実態等に関する調査 ～教員のICT活用指導力の状況～>

調査項目	全国	静岡県	順位
教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力	90.7%	90.6%	27位
授業にICTを活用して指導する能力	82.2%	82.4%	18位
児童生徒のICT活用を指導する能力	83.1%	83.5%	19位
情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力	89.2%	89.7%	17位
令和6年度中にICT活用指導力の現況の各項目に関する研修を受講した教員の割合	73.5%	77.7%	17位

さらに詳しく分析してみると、ICTを活用して効果的に教材を提示することができる教員の割合に比べて、協働学習で児童生徒にICTを活用させることができる教員の割合は10ポイント程度低くなっています。主体的・対話的で深い学びにつながるICTの活用を推進していくためには、さらなる教員のICT活用指導力の向上が必要です。

調査項目	静岡県
コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示することができる	94.2%
協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に、コンピュータなどを効果的に活用させることができる	84.9%

また、ICT技術は日々進歩しているため、新しい技術に対応し、適宜活用できる教員の育成も不可欠です。

その他、機器の操作方法の習得、トラブル対応、授業での活用方法の検討などによる教員の負担を軽減するためにも、ICTに関する知識・技能の向上やサポートする仕組みが必要です。

### (3) ICTの環境整備

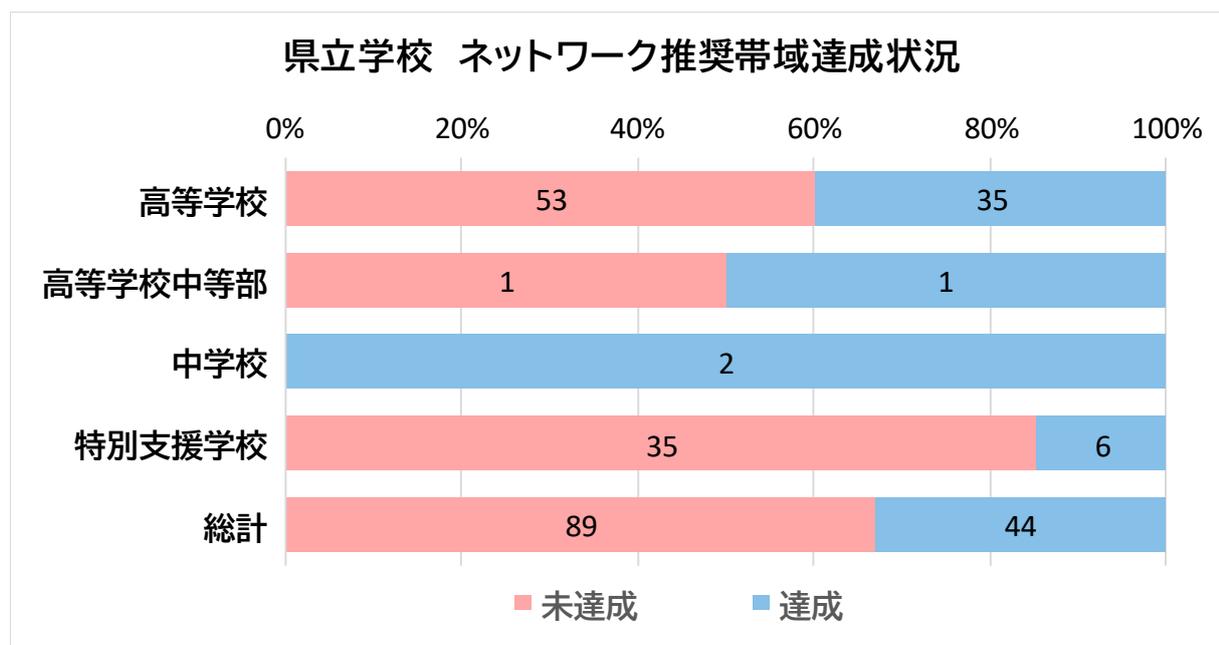
#### ア ICT環境

1人1台端末整備及び普通教室までのインターネット接続環境は確実に整備されており、教員用のコンピュータの整備率も校務用も指導者用も100%を上回っています。

#### <R6 情報化実態調査～学校におけるICT環境の整備状況>

調査項目	全国	静岡県
児童生徒1人当たりの学習者用コンピュータ台数	1.1台	1.1台
無線LAN又は移動通信システム(LTE等)によりインターネット接続を行う普通教室の割合	99.3%	100%
普通教室の大型提示装置整備率	91.0%	95.6%
教員の校務用コンピュータ整備率	131.2%	123.2%
教員の指導者用コンピュータ整備率	137.3%	110.7%
統合型校務支援システム整備率	94.8%	99.8%

一方、1人1台端末の整備により、一層の増加が見込まれるICT活用に対応した通信環境を維持する必要がありますが、本県では、文部科学省の推奨帯域を確保している県立学校は3割程度で、ネットワーク速度に課題があります。



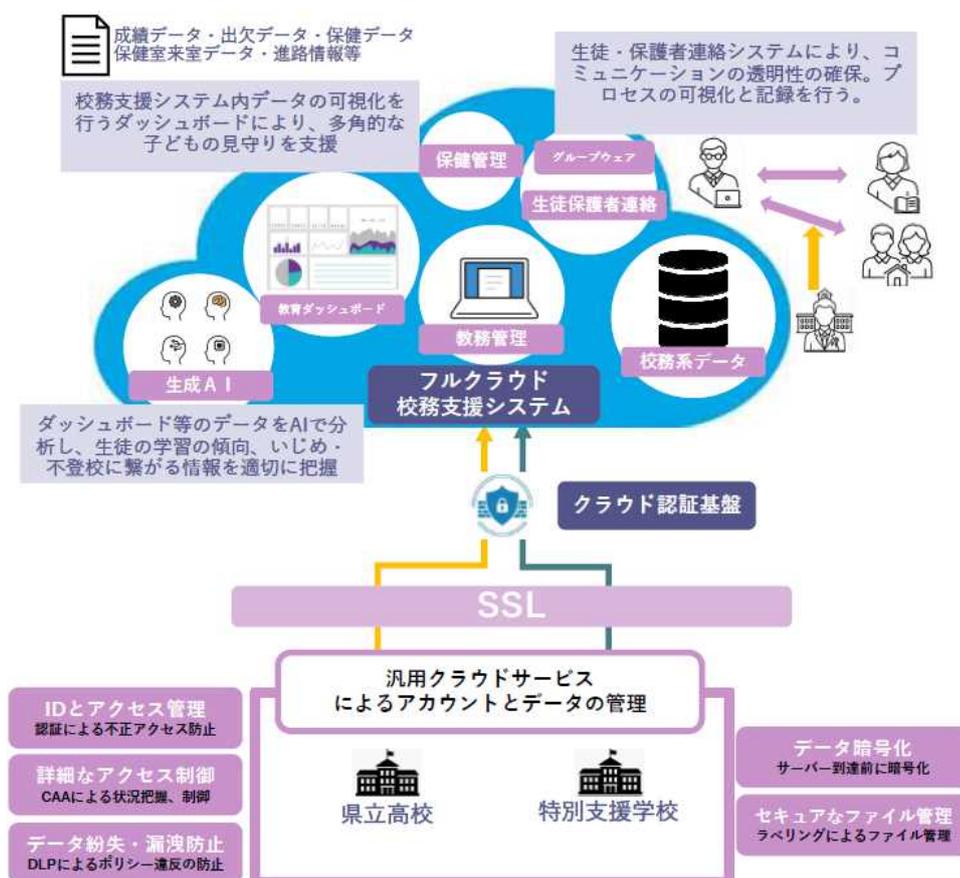
## イ 次世代校務DX環境整備

県立学校においては、校務DXの中核を担う校務支援システムについて、以下のような問題があり、次世代校務システムへの刷新が喫緊の課題となっています。

- 児童生徒の学習成績、出欠、保健管理等のデータが個別のシステムで管理されるため、これらを横断的に連携させ、効果的に利活用する基盤が不十分である。
- 校務に関する様々なシステムが個別に構築されており、それぞれに構築・運用・保守を行うため、トータルコストが増加している。
- 児童生徒や保護者への連絡手段が学校ごとに異なるシステムで導入されているため、県立学校全体で統一的な連絡体制や方針を定めることが困難である。
- 次世代校務支援システムとの連携において、現在導入している汎用クラウドサービスは、認証基盤（IdP）としての信頼性や運用管理機能が不足しており、セキュアなシングルサインオン環境の構築に課題がある。

次世代校務支援システムについては、県費負担教職員の人事異動の際の負担軽減、効果的なデータ利活用、校務支援システム等の調達コストの削減等の観点から市町教育委員会の共同利用を前提とした県域での共同調達を検討していく必要があります。

また、文部科学省が推進する「次世代の校務デジタル変革（校務DX）」では、システム、ネットワーク、セキュリティの一体的な刷新が目指されています。国の動向を注視しつつ、持続可能で柔軟なICT環境の整備・改善を計画的に進めていく必要があります。



#### (4) 学校における働き方改革と組織・体制

令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務づけられました。これを受け、静岡県は、令和7年12月に「学校における業務改革プラン（業務量管理・健康確保措置実施計画）」を策定しました。今後はこの計画に沿った実効性のある業務改善への取組みが求められます。

静岡県では、これまでもICTを活用した業務改革に取り組んできており、時間外在校等時間が月当たり45時間を超える教員の割合は徐々に低くなってきているものの、未だに時間外在校等時間の長さが課題となっており、校務DXによる業務の効率化は急務です。

項目	実績値 (R3)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	実績値 (R6)
時間外在校等時間が月当たり45時間を超える教員の割合	小 40.5%	小 35.2%	小 29.2%	小 27.6%
	中 59.2%	中 50.7%	中 45.4%	中 44.0%
	高 31.1%	高 34.2%	高 33.6%	高 32.3%
	特 7.4%	特 6.6%	特 5.3%	特 5.4%
校務の分類・整理及び見直しにおいて、ICTを有効活用した授業改善や校務の効率化に取り組んだ学校の割合	小 96.2%	小 93.9%	小 94.4%	小 93.6%
	中 92.3%	中 97.6%	中 95.2%	中 92.1%
	高 90.0%	高 90.9%	高 89.9%	高 94.5%
	特 73.7%	特 86.8%	特 74.4%	特 82.5%

教育DXロードマップでも、積極的なデジタル化を進め、データ入力の効率化やデータ連携により、教職員の負担を大幅に軽減し、学習者に向き合う時間を確保することが取組の第一歩とされています。

なお、業務改善に不可欠な「校務支援システム」については、3(3)と同様、将来的な「次世代校務支援DX環境」による教職員の働き方を見据えた整備・改善を検討する必要があります。

また、授業におけるICT利活用や教職員の業務の効率化は県だけでなく全市町共通の課題であることから、好事例の横展開や情報共有など、広域的な連携が求められます。

## 4 基本方針

### (1) 基本理念

現行の学習指導要領は、A Iの存在を前提として、生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」といった、社会の変化が加速し、複雑となるこれからの時代に必要な資質・能力を確実に育成することを目指しています。

その実現のためには、I C Tは学校教育の基盤的なツールとして必要不可欠なものであり、単なる技術の導入にとどまらず、A Iやロボティクス、ビッグデータ解析といった先端技術の活用を前提とした教育に変革していく必要があります。

こうした変革を進めながら、変化の激しい時代において、問題の発見・解決に向けて、情報と情報技術を適切かつ効果的、創造的に活用できる能力を有し、場所・時間・言語等の制約から解放され、他者と協働して新たな価値を創造する社会の実現に貢献できる人材の育成を目指します。

### (2) 基本方針

基本理念の実現に向けて、学校教育の情報化を取り巻く現状と課題に対応するため、次の4つの柱ごとに基本方針を定めることとします。

#### ア I C Tを活用した児童生徒の資質・能力の育成

- ・情報と情報技術を適切かつ効果的、創造的に活用できる「情報活用能力」の向上を目指し、多様なI C Tツールの導入、多様なリソースを目的に応じて適切に取捨選択することを通じて、課題解決や探究ができる力を育みます。
- ・生成A I等を含んだ情報技術を扱う上での危険性やセキュリティの大切さ、基本的な仕組み等の理解を促します。
- ・デジタルプラットフォームやA Iアシストツール等の多様なI C Tツールの導入・活用により、個人の進捗状況や理解度に応じた学習の実現、さらには災害時等でも学びが止まることのない、「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」（国の「教育D Xロードマップ」）の実現を目指します。
- ・今後更なる普及が見込まれる生成A Iを、A Iの特性を理解した上で授業等へ効果的に導入するとともに、児童生徒が主体的に使いこなす力を育てていきます。

#### イ 教員のI C T活用指導力の向上と人材の確保

- ・デジタルに特化した研修を充実させるとともに、I C Tを活用する目的を明確に定め、デジタルとアナログのバランスのとれた授業が行えるスキルを持つ教員育成を目指します。

- ・生成AIなど日々進化するICT技術に対応するため、研修やサポート体制構築による教員の継続的なスキルアップと情報リテラシーの向上を図ります。
- ・そのために、ICTに関する専門知識を有する者による教員に対する継続的な支援を実施します。

#### ウ ICTを活用するための環境の整備

- ・ICT環境に関しては、ネットワークアセスメントの結果を踏まえ、通信環境の改善を図り、汎用クラウドサービスの活用も検討していきます。
- ・校務支援システムに関しては、次世代校務DX環境に対応した基盤の検討をしていきます。
- ・次世代校務DX環境の実現により期待される効果は以下のとおりです。
  - 学習データや健康データなど、様々な情報を一元管理することで、児童生徒一人ひとりの特性や状況を多角的に把握でき、個に応じた支援が可能となります。
  - 各システムの統合を行うことで、データ連携がスムーズとなり、二重入力等のムダな作業が無くなるとともに、システムの一括運用・保守を行うことでトータルコストを削減します。
  - システムをクラウド化することにより、大規模災害等が起きた場合にも、業務の継続性を確保することを可能とするとともに、校務をロケーションフリー化することで、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方が可能になります。
  - 県立学校で統一された連絡システムを利用することで、コミュニケーションの透明性を確保できます。

#### エ 教職員と児童生徒のウェルビーイングを実現するICTの活用と推進

- ・「学校における業務改革プラン」の指標にある「一年間における教員の時間外在校等時間の1箇月平均30時間以下」とする目標を実現するために以下を推進します。
  - 県立学校の校務用端末モバイル化に伴う会議のペーパーレス化やチャット等の活用を推進します。
  - 生成AIやクラウド活用等新たなニーズを踏まえた研修の充実や事例の共有などを進めます。
- ・年齢、障害の有無、言語等に関わらず、ICTを活用することで全ての児童生徒及び教職員の情報アクセシビリティを高めていきます。
- ・推進体制としては、県教育委員会の関係課で構成する横断的組織「ICT教育戦略室（TEACICT）」による情報交換のほか、現場の知見を活かすべく県立学校の教員をメンバーに加え、令和7年度に立ち上げた「スクールDX推進チーム」により、実効性のある取組や学校への展開について議論していきます。

- ・ 生成A Iのような先端技術や、オンライン授業等の遠隔教育技術を含む多様なICTツールを活用することで、児童生徒が多様なスタイルに合わせて学ぶことができるようにします。
- ・ 静岡県全体の教育のICT化を推進するため、県内市町教育委員会の情報教育担当者を主な構成員とした「静岡県ICT教育推進協議会」等を通じて、情報共有や意見交換を密に行っていきます。

### (3) 学校教育の情報化に関する目標及び指標

本計画に基づく学校教育の情報化の推進の進捗状況は、次の指標により把握します。

#### ア ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

指標名	目標値 (R10)	現状値 (R6)
学習の中でICT機器を使うのは勉強の役に立つと思うと答える児童生徒の割合	100%	小 94.2% 中 95.5% 高 94.3% 特 92.7%
自分で調べる場面で、ICT機器を週3日以上使用させている学校の割合	100%	小 74.7% 中 79.0% 高 - 特 -
自分の考えをまとめ、発表・表現する場面で、ICT機器を週3日以上使用させている学校の割合	100%	小 55.4% 中 60.0% 高 - 特 -
情報モラルに関する教育活動を実施した学校の割合	100%	小 99.3% 中 100% 高 99.1% 特 90.0%

#### イ 教員のICT活用指導力の向上と人材の確保

指標名	目標値 (R10)	現状値 (R6)
授業中にICTを活用して習熟度別学習や協働学習など専門的な指導ができる教員の割合	100%	82.4%
情報活用の基盤となる知識や態度について指導できる教員の割合	100%	89.7%
ICT活用に係る研修を受講した教員の割合	100%	77.7%
授業で生成AIを活用する県立高校の割合 ※生徒が使う又は教員が使用する場面を見せる	20%	—

#### ウ ICTを活用するための環境の整備

指標名	目標値 (R10)	現状値 (R6)
必要なネットワーク速度が確保できている県立学校の割合	77.7% R12年度末に100% ※県ネットワーク整備計画	33.1%
次世代の校務支援システムの導入を予定する自治体	100%	—
学校教育情報セキュリティ監査の全県立学校への実施（3年間）	100%	—

エ 教職員と児童生徒のウェルビーイングを実現するICTの活用と推進

指標名	目標値 (R10)	現状値 (R6)
時間外在校等時間が月当たり 45 時間を超える教員の割合	0%	小 27.6% 中 44.0% 高 32.3% 特 5.4%
校務の分類・整理及び見直しにおいて、ICTを有効活用した授業改善や校務の効率化に取り組んだ学校の割合	100%	小 93.6% 中 92.1% 高 94.5% 特 82.5%
希望する児童生徒がいた場合に、遠隔教育（オンライン授業や映像配信など）を実施できる体制を整えている学校の割合	100%	—
半分以上の教員が生成AIを校務で活用する県立学校の割合	100%	—

## 5 基本方針に基づく取組

### (1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて学びや指導のスタイルの変革を図り、児童生徒の学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力の育成に努めます。

#### ア 情報技術を活用する能力の育成

##### ■ ICTを活用した探究的な学びや教科横断的な学びの充実

- ・ 県立高校では、探究学習の推進を図るため、令和6年度に情報共有サイト「探Qラボ Shizuoka」を開設しました。今後は、当サイトの活用に重点を置き、生徒の主体的・協働的な探究学習を推進していきます。
- ・ DXハイスクール推進事業の指定校（R6：20校、R7：23校）において、高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材の育成に取り組みました。情報Ⅱ等の開設予定校は23校中11校（R7）となっています。今後もICTを活用した文理横断的・探究的な学びの強化を目指します。

##### ■ 教育データの利活用に向けた取組の充実

- ・ 令和7年度に県立高校9校、特別支援学校全校にデジタルプラットフォームを導入し、児童生徒の個々に応じたきめ細かな支援の実現に向けた試行を行いました。令和8年度以降は、導入校における成果を基に、教育データの効果的な利活用のあり方を研究していきます。

##### ■ 高校生のデジタル人材育成

- ・ 経済産業部所管のデジタル人材育成協議会への参加、デジタル戦略課と連携した企業・大学等によるプログラミング教育など、部局や組織をまたいだ事業連携により、実行力のある取組を進めていきます。
- ・ 専門高校等においては、アナログな基礎技術の理解に加え、DXやAI、IoTといった先端技術を各専門分野の学習や実習に実践的に取り入れる『学びの高度化』を進めていきます。

##### ■ 多様な学習ツールの活用

- ・ 小中学校の研究指定校等を対象に、授業での活用方法について研修を実施したほか、特別支援学校情報担当者を対象とした研修会を開催し、ICT活用による実践事例の情報交換を実施しました。今後も、授業での効果的な活用方法の研究と研修会を継続的に実施するとともに、学習ツールの活用好事例の共有化に努めます。
- ・ 県立高校の外国にルーツをもつ生徒を対象に、AIドリル等を活用した主体的な学習参画の取組を進めました。今後は、AIドリル等を活用したカリキュラムや教育プログラムの開発を進めていきます。

- ・「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」（国の「教育DXロードマップ」）の実現に向け、多様なICTツールの導入・活用を図っていきます。

## イ 情報技術の適切な取扱いができる能力の育成

### ■情報モラル教育を通じたメディアリテラシーやセキュリティへの理解の向上

- ・これまで、県立高校向けに情報モラル教材を作成するとともに、児童生徒への情報モラル教育を実施するための教員向け研修を実施してきました。今後も、生成AI等も含めた情報技術の適切な取扱いができるよう、情報モラル教材や指導方法に関する情報提供と、情報モラル教育のための研修の充実を図ります。

### ■県警等と連携した取組

- ・これまで、県教育委員会・県警察本部・携帯電話事業者等が連携してインターネット等を安全に使うための「小中学校ネット安全・安心講座」を開催し、小中学校に対して情報モラル講座を実施してきました。今後も、県警や民間事業者等と連携しながら情報モラル教育を充実させていきます。

## ウ 情報技術の特性の理解の向上

### ■教育活動で生成AI等の先端技術を活用することによる理解の向上

- ・生成AIについては、教育活動で安全に活用するための県のガイドラインを策定し、県立学校及び市町教育委員会にも共有しました。情報活用能力の向上に有効な手段となり得る生成AIを上手に活用していくため、学習場面において児童生徒が情報技術の特性の理解を深めていけるよう、ガイドラインのアップデートや生成AIの活用について研究を進めていきます。
- ・また、県立高校においては、DXハイスクール推進事業や「行きたい学校づくり」推進事業も活用しながら、生成AI等の活用や教育プログラムの研究を進めていきます。

### ■生成AIの危険性、問題点などについての指導

- ・生成AIリテラシー動画を作成してオンデマンド研修を実施しています。今後も研修動画の内容充実と不断のアップデート及び研修の拡充を図ります。
- ・また、児童生徒に対しては、生成AIの特性（回答に誤りが含まれる可能性等）、個人情報 の取扱いや著作権等の法的課題について正しく理解させるとともに、回答結果を鵜呑みにせず活用する態度を養うなど、発達の段階に応じた情報モラル教育を推進します。

## (2) 教員のICT活用指導力の向上と人材の確保

学習指導要領を着実に実施し、先進技術を含むデジタル学習基盤を活用した学校教育の質の向上につなげるため、教員のICT活用指導力の向上を図ります。また、学校現場や教員の日常的なICT活用を支援するとともに、ICTの専門家等による助言や支援が受けられる体制を確保します。

### ア 教員のICT活用指導力の向上

#### ■ ICT活用指導力の向上を図るための教員研修の実施

- ・ 教員のICT活用指導力向上に向けて、これまでも県立学校向けの希望研修を実施してきましたが、令和8年度以降についても全県立学校への定期訪問と、学校等支援研修を継続します。
- ・ ICT活用のための基本的なスキルアップ研修に加え、教員が情報と情報技術を適切かつ効果的に活用するための研修を充実させていきます。
- ・ また、生成AIを活用した個別の指導計画の作成に利するAIアシストツールを開発したことを踏まえ、その研究に携わった先生を講師として招聘し、希望研修を実施します。

#### ■ スクールDX推進チームを核とした先進技術の活用推進

- ・ 「スクールDX推進チーム」の先進的な取組の視察や、メンバー間の意見交換等により、メンバー自身が生成AI等の先端技術や校務の効率化に関する実践的な知見を深めるとともに、先進的な取組の横展開を行ってきました。令和8年度以降は、メンバーの選定方法やチームの活動内容と役割などを確立し、本チームを核とした先進技術の活用推進を図っていきます。

#### ■ 県立高校におけるデジタル教材の活用

- ・ 令和7年度に、次期学習指導要領の実施に合わせて使用される見込みの教科書の形態に関する意向調査が行われました。令和8年度以降は、調査結果やデジタル教科書に関する国の指針等の情報収集と県立高校への情報提供を行っていきます。

### イ ICT運用サポートによる学校現場支援

#### ■ GIGAスクール運営支援センター等の運用による継続的な支援

- ・ 令和4年度からGIGAスクール運営支援センターを設置して、学校への技術支援や助言を実施しています。
- ・ また、教育ネットワークヘルプデスクや関係課が連携をしながら、学校の要望に応じた支援を継続していきます。

#### ■ 県立学校及び市町教育委員会の要請に応じた研修の実施

- ・ これまで、県立学校及び市町教育委員会の要望に応じて、情報セキュリティ研修やICTスキルアップ研修などの教員向けの希望研修を実施してきました。今後も、学校の課題に合わせた研修会を実施していきます。

### (3) ICTを活用するための環境の整備

全ての児童生徒や教職員が、学校におけるICTやクラウドの活用を「日常的」なものとし、ICTを十分に活用できる環境を整備します。また、ネットワークを通じてクラウドにアクセスし、クラウド上のデータやサービスを利用することを前提として、教育情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティを確保します。

#### ア 1人1台端末の安定した通信環境等の確保

##### ■ネットワークアセスメントを踏まえた適切な通信環境の構築

- ・1人1台端末を利活用するため、BYOD回線を各県立学校に新設したほか、インターネット回線の増強を行いました。令和7年度のネットワークアセスメントにより把握した状況を基に、ボトルネックに対して適切な対応を行うことで環境の改善を図ります。

#### イ 教育データの標準化・相互運用

##### ■次世代校務支援システムの検討

- ・県立学校では成績管理システムは統一しつつも、学校ごとに必要に応じて個別のシステムを導入してきましたが、今後は教育データの可視化、データ連携による新たな学習指導・学校経営の高度化のため、各種システムを次世代校務支援システムに統合していきます。
- ・次世代校務支援システムの導入に当たっては、スクールDX推進チームをはじめとした学校現場の意見や知見を反映し、教職員の実務に即したシステムとなるよう検討していきます。
- ・市町教育委員会においては、統合型校務支援システムの導入率は高いものの市町教育委員会毎の導入のため、帳票の統一化や次世代の校務支援システムの導入には差があります。今後は、県域での帳票の統一化や次世代校務支援システムの導入に向けた検討を進めていきます。

##### ■公立高校入学者選抜における志願及び入学手続のデジタル化

- ・令和6年度公立高校入学者選抜においてWEB出願の試行を開始し、志願手続のデジタル化の検討を続けてきました。令和8年度公立高校入学者選抜においては、入学手続のデジタル化の試行を行いました。令和9年度公立高校入学者選抜からは、WEB出願及び入学手続のデジタル化を全県立高校で実施します。

#### ウ 情報セキュリティ対策の徹底

##### ■より安全性の高いセキュリティ対策の実現

- ・現在の校務支援システムは、オンプレミス型のシステム構成で、さらに校務用、学習用と系統を分けて運用することにより、高いセキュリティ環境を維持してきました。今後は、教職員の多様な働き方やクラウドサービスの活用に対応するた

め、利便性を損なうことなく安定的な利用を実現し、高度な安全性を確保できる次世代型のセキュリティ対策について検討します。その上で、情報漏洩が起こりにくいよりセキュアな汎用クラウドサービスの導入などを検討します。

#### ■学校のセキュリティレベルの高度化支援

- ・「静岡県教育情報セキュリティ対策基準」を策定し、教職員に対してそれを遵守させるとともに、同基準に基づくセルフチェックや情報セキュリティ監査の実施により、セキュリティ対策の徹底を図ってきました。今後も新たな技術や脅威に対応した情報セキュリティポリシー等の改善と定期的な教育情報セキュリティ監査の実施をしていきます。
- ・知事部局や警察本部と連携を図り、最新のサイバー攻撃の傾向や手口に関する情報共有や、情報インシデント発生時の迅速な報告・連絡体制の整備や強化を推進します。

#### (4) 教職員と児童生徒のウェルビーイングを実現するICTの活用と推進

ICTを活用した校務効率化や行政手続のデジタル化を進めることで、教職員の長時間勤務を是正し、教員が児童生徒と向き合う時間等を確保することによる教育の質の向上を図ります。また、デジタル学習基盤を生かした誰一人取り残さない学びの環境づくりを目指します。全県を通じた教育のICT化を推進し、児童生徒の成長段階において切れ目ない教育の質を確保していくため、国や市町をはじめとする多様な関係機関等との広域的な連携体制を確保していきます。

##### ア ICTの校務効率化への活用を通じた教職員の負担軽減

###### ■ ICTを活用した校務効率化の支援

- ・ 教員、事務職員それぞれが役割分担する校務について、学校の実情に応じて見直しを行い、分担した業務を行うに当たっては、ICTを活用して更なる効率化を目指していきます。
- ・ これまでも教職員間連絡や行事予定表への汎用クラウドサービスの活用を推進してきました。今後も、汎用クラウドサービスを利用することで、教職員のコミュニケーションや情報共有において更なる効率化を図っていきます。

###### ■ 次世代校務支援システム導入によるシステムの最適化

- ・ 現行の校務支援システムにおいては、学習指導要領の改訂や各学校の特色に合わせて必要な機能を追加、改修してきました。将来的に、グループウェアや各種校務系システムや保健系システム等を次世代校務支援システムに集約し、より効率的な業務を実現するため、現行のシステムの機能を整理していきます。

###### ■ 公立高校入学者選抜におけるデジタル採点システムの全県立高校での活用

- ・ 令和7年度公立高校入学者選抜から、デジタル採点システムの試行を開始しました。令和9年度公立高校入学者選抜からは、デジタル採点システムを全県立高校で活用します。

##### イ 誰一人取り残さない学びのためのICT活用の推進

###### ■ AIアシストツールの活用

- ・ 児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うための個別の指導計画作成において、生成AIを活用して教員をサポートするAIアシストツールを開発しました。県立特別支援学校全校への導入とともに、小・中・高校の主に特別支援教育担当者に対し、ツールの有効性や活用方法に関する情報共有を進めていきます。

###### ■ 遠隔教育やオンライン授業等の実施

- ・ 小規模校等における生徒の多様な学びを確保するため、遠隔授業配信センターを開設し、令和7年度から小規模校を対象に単位認定を伴う遠隔授業を実施しました。

また、不登校生徒への同時双方向による遠隔授業の実施と、病気療養中生徒への遠隔授業及びオンデマンド授業を実施しました。今後、遠隔授業配信センターの拡大（実施科目数、受信校数の増加）に向けて体制を整備していきます。また、遠隔授業の効果的な在り方について研究の成果を蓄積し、質の高い学びの提供を実現させます。

## ウ 市町との連携の推進

### ■次世代校務支援システムの共同調達等市町と連携した会議体の運営

- ・静岡県ICT教育推進協議会にて、各市町における校務支援システムの現状や次世代校務支援システムについての取組を共有してきました。今後は、共同調達の会議体を設置し、市町教育委員会の意見を集約するとともに、共同利用等についての共通認識を図っていきます。

## 6 計画の推進

各施策の展開に際し機動的に情報共有を図ることにより、本計画に基づく施策の進捗管理を行います。進捗状況については、次年度の施策や予算等へ反映できるよう、毎年度、評価します。また、市町所管の学校についても「学校対象調査」等で把握していきます。

なお、技術革新のスピードが速いICT分野の特性を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行います。

静岡県学校教育情報化推進計画

令和8年度～令和10年度

策定・発行  
令和8年3月

静岡県教育委員会

(事務局)教育DX推進課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話 054-221-3239

E-Mail [kyoui\\_dx@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:kyoui_dx@pref.shizuoka.lg.jp)